

(第一類第一號)

第三十八回國會衆議院内閣委員會議

昭和三十六年三月二十四日(金曜日)

出席委員

理事草野一郎平君 理事宮澤
理事飛鳥田一雄君 理事石橋
政嗣君

理事	石山	權作君
内海	安吉君	
佐々木	義武君	
辻	寛一君	
藤原	節夫君	
前田	正男君	
杉山	元治郎君	
大森	玉木君	
島村	一郎君	
福田	一君	
保科	善四郎君	
緒方	孝男君	
田口		
誠治君		

閣委員會議錄第十六号

(二七一)

通商産業事務官
(企画局工業立地課長) 江上龍
通商産業事務官
(中小企業庁振興部振興課長) 彦君
専門員 安倍 三郎君

本日の会議に付した案件

○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

○外務省設置法の一部を改正する法律案、外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律の各案を一括議題とし、前会に引き続き質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山内広君。

○山内委員 実は昨日の田口委員の御質問に関連していろいろ御答弁を承りまして、産業構造調査会の大体の輪郭は承知いたしたわけでありますが、この調査会の持つ使命の重大な点から考えまして、もつとほつきりとこの内容を検討しておく必要を感じまして、こ

れから、あるいは昨日の質疑と重複の点も出るかもしませんけれども、努力してそういうことを避けながら、若干具体的なお尋ねをしていただきたいと思うわけであります。

まず最初に、この調査会の構成についてお尋ねしたい。と申しますのは、きのう官房長からかなり具体的な答弁があつたわけであります。そこで今お考へになつておる部会は、どういう名称のものを幾つ置くおつもりか、まずその点を承りたい。

○懇話政府委員 實はこの調査会の設置をお認めいただきましたあとでこの委員の方々の御意向も伺つて部会もさめたいと思っておりますし、われわれ自体また中で検討しておる最中でございますが、たとえば今考えておりますものは、今後の国内需要が一体どういふうな格好で動くであろうかという国内需要の動向を調べるといふもの、あるいは海外需要の動向といふもの、これは輸出を確保する上の大前提になるものでございまして、そういう内外の需要動向を調べるといったような部門を一つはぜひ置かなければならぬ。それから流通関係の問題を掘り下げるなどをぜひやる必要がある、そういうふうなことも考えております。それからこれは中小企業一本でいいかどうかわかりませんが、この自由化ということと高度経済成長というもの同

時に達成しなければならないというの
が、現在直面している国民的要請でござりますが、それを満たすために、下手をすると、後進性があるために、とかくひずみが生ずるというおそれなきにしもあらず。中小企業あたりを引き上げていくということのために、一体どういう施策が必要かという、中小企業に対する特別の顧慮を払う必要もありう。それから所得倍増計画といふもので大体大きなワクはきめられたわけですが、そのワクの中で個々の産業が一体どういう形で発展するかといふことは、所得倍増計画自体ではまだ何にもきまっておりませんで、今後産業構造調査会あたりで各種の産業がどういう割合で伸びていくのかというようなことをミクロ的に分析して、それを積み上げて全体的な所得倍増計画に結びつけるということになるわけをございますので、そういう業種別にある程度分けていかなければならぬ。それはまた当然資金を確保すると、いうことが前提でござりますから、その資金の所要量がどのくらいになるか、またどういう方法で調達すべきか、また現在企業が持っておりますオーバー・ボローリングというような、いろいろ非常に体質の脆弱な点がございますが、それを是正する、資本構成の是正というような点等、いろいろ、経営管理でござりますとか、あるいは産業技術の問題、あるいは産業安全保全の問題という点を加えますと、少なくとも十数つの専門的な部門に分

けて出していただきました調査票等を、それぞれの見地から専門的に分析してみると、ということが必要でなからうかと思つております。どういう部会を置くかということは、できるだけ早く結論を出したいと思いますが、目下部内において検討中でございますので、大体今申し上げましたようなものを置く必要があるのではないかと考えておる次第でござります。

○施設政府委員　いわゆる産業構造政策的な顧慮、日本に一番最適の産業構造はどういうものか、またどういうような方向でその望ましい姿を持つべきかといったような一般的な顧慮は、従来から通産省の政策の暗黙の前提としていることで、われわれは絶えそういう点に顧慮を払いながら、通産省の政策全体を進めてきたつもりでござります。またそういう見地から一応の大筋としては、大体三十八年くらいまでに八〇%、エネルギーをまじえれば九〇%程度の自由化を進めることができあるし、またそれを実現する方が日本経済全体を真に体质改善して競争力を付与するという上からも、より好ましいのではないかといったような一応の結論を出したわけでござります。ところが現実に今から二年なり三年足らずということではあります、そこのくらいの間にそういう自由化を具体的に進めることをいよいよやるという段になりますと、自由化と所得倍増を示されました国としての全体の高度成長とが、お互いに矛盾しないで両立しえることになるかどうかというあたりについては、業種によりましてはまだ若干の疑念がなきにしもあらずと思われるわけであります。従いましてある業種につきましては非常に大きづばではございますが、一通りの見通し等は立つておるので、これは自由化しても大丈夫だということが言えます。それは大体既定の方針といふようなものに沿って、それに現在考えられる所要の対策というようなものを講じながら自由化することもできるかと思いますが、ものによりましてはもう少し掘り下げてからでないうかつには自由化

できないものも出てくるのではないか。またこういうことをやれば自由化しても大丈夫だという前提条件も現状を分析することと、国際競争その他から見てどこに難点があるかということを解明することによって、おのずから対策が生まれてくるのではないか、そう思われますので、これは今後三年たって初めて結論を出すというようなところではございませんで、できるだけ早く調査表を集めて、それを分析して総合するという作業は進めていくわけがありますけれども、その過程々々においても現実の政策としては、この結論が出ないから出るまでは待つたというのではなくて、一応これを科学的に分析しても大きな筋としては変わらない。ただきめこまかにするためには、どういうようにしていいかといったような問題が残つておるものにつきましては、大体一応の方針に従つて進めていき、こちらのある程度の結論が出ることによって具体的な政策の手直しをするということで、三年たって初めて出すというのではなくて、しょっちゅう検討を加えて、その手直しをするといふふうに出でる年間に大体一通りの地ならしといつたようなものができるのではないかといふので、三年間というふうに出ておるわけでございますけれども、実は昨日も申し上げたと思いますが、われわれいたしましては鉱工業の技術の革新というようなものもしょっちゅう変わっておりますので、三年たつて一回やつたからそれでいいというのではありません。できるならばこれは今後毎年々々本格的な検討を加えることに

よって、時々々に変化する国際情勢に対応して、よりよい産業構造のあり方を究明し、それに到達する具体的な政策を発見する方向を持っていただきたい。三年間で大いに実績を上げて、やはりこういうことは今後長きにわたって検討をして、政策のあやまちをながらしめるために存続すべきであるといったような一つの結論を出していただいてから、これから政策に科学的な裏づけをするよう、できるならこういう機関を永久的な性格のものにしたいというふうにわれわれとしては考えておるわけでございまして、そういうことの前提のためにも、今申し上げましたようなことで、まず三年間一生懸命やつてみたいと考えておるわけでございます。

ますけれども、それではきのうの大臣のお話と若干私はニユアンスとして違つてあると思うわけです。大臣の方でいはる、審議会が結論を出して、被害も防げると、こういう対策を講すれば自由化してもいいのだということを待つてやるようなお話のように私はきのう受け取つたわけです。しかし今度は、現実に自由化の問題はスタートしておりますし、巷間ではそれにについての憶測もいろいろあり、経済界にもいろいろな影響を及ぼしておるわけで、もうすでに始まつておる。ですからこの調査会の進め方として、最初日本の現在の産業構造がどうなつておるのか、それで今度は自由化することによってどう変わつていくか、その補強の問題、そういうことで考えますと、応急対策としても、ありますか、急場の問題をまず考え方、それから将来今度はそれが一応ケーリがつけば恒久対策というものが出てくる。応急対策については、私どももそう大きな変化はないと思いますけれども、将来の日本の産業の方、産業構造ということになると、これは私ども野党は先ほど申しました通り非常な関心を持たざるを得ない。そういうことで一応筋の上で日本の産業構造のあり方というもの、あるいは今度高度成長と貿易自由化がどういう影響を及ぼすか、そういう見通しの問題が出ましたら、この資料をやはり私どもにも報告していただきたい。三年間の長い期間でありますから、まず一年間報告をいただきたい。これについてできるかできないか、ちょっとお答え

○ 檻詰政府委員 はたして毎年々々
との区切りがついたようなまとまつた
結論といふものになるかどうか、これ
は実はやつてみなければわからないわ
けでございますが、われわれいたし
ましては、これは政府だけがやること
でなしに、産業界自身にも、自分の産
業はどうあるべきか、どうやらなけれ
ばいかぬのかということをよく認識し
てもらつて、そして産業界自身がその
気になつてやる。政府はそれに指針を
与えて引っぱつていくのだということ
でござります。こういう科学的な調査
というものに一応の結論を得たなら
ば、それはできるだけみんなに広く知
らして、そして全体に統一した認識の
もとにやっていただくという必要があ
ると思ひますので、そういうふうな結
論を得ることができました段階には、
これはできるだけ公表するということ
にすべきであろう、こう存じております。
それから世界経済の中において日本
経済を伸ばしていくということでござ
いますので、その国際競争を前提にし
ていった場合に、日本の現在置かれて
おる中小企業の地位であるとか、ある
いは技術水準であるとか、あるいは雇
用の圧力であるとか、いろいろなもの
を考えた場合に、一番最適な産業構造
は何かということを科学的に分析する
こと自体は、これは非常に政策的だと
いうよりも、むしろ科学的な分析でござ
いますので、これは必ずしも専党野
党ということでなしに、より中立的な
ものが出てくるのではないかと考えて
おります。

に引き戻すようなことになりますが、先ほど部会の構成について調査会自体が御判断になつてきめるというお話をありました、しかし大体のお考えは御説明でわかりました。そこで委嘱された人をどういうふうに選ぶのかといふ問題、これは先ほどの部会の構成で大体見当はつきますが、何か特別な考え方、たとえば雇用の問題が大事だからこれを入れるとか、あるいは農政との関係がどうなるかという意味で農業問題も入れるとか、いろいろ御判断があると思うが、どういうふうに選考するか、委嘱の考え方をお聞きしたい。

○編説政府委員 これは先ほど来申し上げておりますように、まずどういう調査をすべきか、これはきのう申し上げたわけであります、どういう点をどういう方法で調査するかということです。まずどういう結論というか、データが集まるかということがきまるわけのございますので、日本経済を今後国際競争場裏においてますます伸ばしていくために、一番望ましいような格好にするために必要なデータを得るためにはどういうことを調査したらいいのか、という点、それから出てきたなまの資料というものの、これはただ資料を見ただけではあまり意味がない。それを全部集計してみて、そして出てきた資料が一体何を意味するのかということを判断する能力のある方にそれを分析していただきくことによつて、初めてどこに長所があり、どこに欠点があり、何をすべきかという対策もおのずから出てくると思いますのは、非常に抽象的な言葉にはなりますが、いわゆるそういういろいろなデータを総合的に判断し、

分析して、何を意味するか、従つて何をしなければならないかといったことを導き出し得る能力のある方と、いうことで、必ずしも各産業界の代表者がいいのかと、いうと中にはいい方もあるかもしれないが、あるいは学校の先生で、こういうことを科学的に分析するのに非常にいい方があれば、そういう方でもよろしい。これは必ずしも労使があるいは大学の先生だけとか、いろいろに、職業その他によつての区別といふことはすべきではない。個人々々を持つておられる力といふものに着目してお願いすべき筋のものではないか、こう考へておりますので、はなはだ抽象的な言葉であります、学識経験者というような方から最適な人をお選びしたいと考へております。

ろがこれに對して外交を考へて、中止するがこれに対する貿易をやる、あるいはソ連との貿易をやる、そういうことになりますと、今度は裏側の方の地域差といふのはかなり解消される見通しが明るくなつてきます。そうしますとこの問題には外交問題を考えなければならぬ。また雇用の問題を考えましても日本の産業の強みといふのは、賃金が安いといふこと、これが非常な魅力になつていて、これはもう御承知だと思う。ところが格差をなくしようということになりますと、賃金が上がつてくる。それと矛盾する。産業を国際的に伸ばそうとすれば、どうしても労働者の犠牲といいますか、そういう形をとらざるを得ない。そういう点で私がこまかくお聞きしておるのは、あなた方がどういう点を重点的に考えておるのか。どうも私の判断では、この提案理由の中には、通商産業省の付属機関としての調査会なわけであります。しかしながら、内容をお聞きしておると、一通産省だけの付属機関としてこれを運営していくにはあまりに日本の広範な、さつき申しました雇用の問題もありますから、それから地域差の問題もある。いろいろなことを考えますと、これは総理大臣の直屬の調査機関として広範な知識を集めないと片寄るきらいがある。特に通産省は企業を育てる、産業を育てる責任の省でありますから、国際場裏で競争して立ち向かうような力を産業に与えるということがありますと、大企業になつてくる。そこにはやはり小さい企業をあるいは合同としていくとかいろいろな問題がある。きのうもちょっとと言葉の中に出でおりましたが、税金の問題も触れられたようで

す。そうすると、大きな産業にはおとし
らく合同し、機械を与える。そうして
税金も何らかの方法で緩和していく。
大企業にはそういう非常な援助の力を
与えながら、国際場裏で競争するため
に雇用関係は依然として二重構造が保
まつていく。こういう懸念を私は非常
にするわけあります。そういう点で
今一応お聞きしておるわけですが、先
ほど申しました地域差の解消の問題を
どうするのか。特に巻間では、太平洋側
のベルト地帯だけに政府が今重点を置
いているような考え方を持つておるわ
けであります。これは大臣の御答弁を
いただければけつこうだと思ひます
が、その点についてのお答えを願いた
い。

○椎名國務大臣 通産省といたしまし
ては、地域格差の問題に関連して、工
業の分散をどういうふうに考えていく
かということを大体腹案として持つて
おるのであります。これは自治省の
広域都市あるいは建設省の基幹都市の
構想と十分に練り合わせて、そうして
そこに何らか統一した結論を打ち出す
ということになつておりますが、ただ
いまの構想といたしましては、もう四
大工業地帯といふものはすでに飽和状
態に近いのではないか。場所によつて
はまだこれからとうところもござい
ますが、大体において飽和状態であり
ます。それで別に地方の数個所に中核
地帯を考えたい。六ヵ所ぐらゐの中核
的産業地帯を考えております。それ
から三十ヵ所前後になるかと思ひます
が、さらに一段と格を落とした地方工
業地帯、そういうような構想を今のと
ころばく然と持つております。そして
すでに四大地帯につきましては、先ほ

ここで先ほど申し上げた通り、この調査会は通産省の付属機関ではあるけれども、この委嘱される方々の内容によって、広く各層の人材を集めながら、地域の問題とか、雇用の問題、中小企業の問題、各般のものに触れられるような構成にしていただきたい、こういうことが私先ほど申し上げたゆえんなわけであります。これは御参考までに希望意見として申し上げる。特に賃金の問題、大臣は低賃金が必ずしも国際場裏に有利だとは考えていないというような御答弁でしたが、私はそうは思つておりません。これは見解の相違ですから……。そういう意味で労働界の者もこの中に入れて、そういう点の誤解のないような審議を進めてもらいたい、これが一つの希望であります。

こういうようにお話しさる間に、今お考えになつている調査会というものの大要は、きのうよりはやや明瞭になつてきたわです。先ほど何回も申し上げた通り、一通産省だけの機関という考え方方に立ちますと、どうしても大企業の育成ということになつて、いろいろなしわ寄せが各方面に現われてくるということになりますので、こういうう形でなく、あなたの方におかれても考え方としては、日本の産業という広い観点で将来運営していただきたい。早く結論を出していただきたい。まとまつた数字もできるだけ国会に報告され、私たちの資料に役立たせていただきたい。希望を申し上げまして、私の質問を終わります。

案の中では、産炭地域振興審議会といふものが作られる事になつてゐる。私にしてみれば、今国会に産炭地域振興計画なるものが提出され得るゝはなかろうか、こう考へるくらいであります。御承知のように数年来における産炭地域の疲弊は想像にあまるものがござり、離職や給与の引き下げ等による生活の困窮は激増しておる。その地域におけるところの商工業もこれまた疲弊の一途をたどつておる。これは今日始まつたことではなく、すでに石炭の合理化が始められる当時から予想されたものでござりますから、これに対する対策として産炭地域の振興計画を早急に樹立しなければならなかつたと思ひますけれども、ようやく今になつて審議会を新設して、向こう二カ年間、昭和三十八年度までにこれを審議させて、それからばつぱつかかるうといふような案に見えるわけでござりますが、今までの状態の中で、通産省においては産炭地域の振興に対し、何らかの構想なりともお持ちであるかどうかということを一つお伺ひしてみたいと思います。

したけれども、なかなか具体的な計画が無いのかと、いうこともすいぶん連絡をとっております。この問題は、なかなかむずかしい問題でございまして、やはり相当時間がかかるようになります。そういうことで今回は審議会を作つて、相当権威者を集めて効果的な方法を樹立したい。まず徹底的な調査をすることが先決である、こういう関係者の意見等もございまして、実はそういう計画をいたしたわけではありますが、われわれとしましては最初は、審議会はもちろん作りますが、同時にまつと産炭地の振興を実際実施する事業団のようなものを作つて早急に着手したい、三十六年度においてもそういう事業体をもつて着手したい、実はこういう構想を持って予算等も要求しておつたのですが。非常に残念ながらわれわれの方の調査もまだ不十分でございまして、そういう事業団構想もまだ未熟な点もございまして、これはこの次の機会に検討するということで、とりあえず調査審議会ということで出発したい、こういうことにになったわけであります。しかしこれはやはり早急にスタートしなければならぬということもございましたので、そのわれわれの考えておりました一部の計画は、地方団体の起債を特別に認めてもらうということでスタートできる六年度中に着手するというところもございます。それから調査費は三千万円であります。

ということになつておりますが、これは普通の調査費ではなくて、すぐ事業に着手できるような事業調査費的なものを含んでおりますので、普通の調査よりは手をつけるのが早いのじやないかと思つております。

それから先生は先ほど三年間をかかつて調査審議する、こういうふうにおつしゃいましたけれども、一応この審議会は三年といたしておりますが、これは計画が具体的にできたものから手をつけしていくということで、決して三年たつてからやるという意味ではありませんので、その辺も一つ御了承をお願いしたい、こう思います。

○緒方委員 お話を承りますと、早急にしなければならなかつたのが、調査の不十分もあるし、技術的な困難もあって、なかなか具体的な計画も立てにくい、まあ審議会だけでも早く作るう、こういうふうな御説明のようあります。お言葉を翻してみれば、早急にしなければならぬけれども、やる方法がない。どうしていいかわからないから、審議会でもって研究をしてもらおう、こういうふうに解釈できるような内容のものでありますか、そういう意味なんですか。

○今井(博)政府委員 これは実際に着手する場合には、ほんとうに産炭地振興という線に沿うて効果的な具体的な計画を作らないと、せつかくやってみてもなかなか実施が進まないという問題がございますし、産炭地振興の一番ねらっておるのは、工業誘致、石炭産業の一種の産業転換という、相当広範な問題を含んでおります。工業誘致には水の問題も非常に関連ございまし、あまりせつかちに急がずに、最も

効果的な具体的な方法を発見した方がいいのではないかということ、今まで審議会を作るということになつたわけあります。ただ何から手をつけていいかわからぬといふ点につきましては、われわれとしてももつと具体的な計画を持つておつたのであります。むしろその具体的な計画をもつと掘り下げてやつた方がいいのではないかという意見もございましたので、この調査審議会でいろいろ検討してもらうというにしておりますし、先ほど申しましたようにその一部につきましては、公共団体の起債を認めてもらつて、早急に着手するという計画も持っておりますので、必ずしもどうしていかわからぬということで、とにかく審議会を作らうということよりは、もうちょっと具体的な問題でございます。

水とボタ山だけしかないところでは、観光地もならない。こういうところにいかなる方法があるのか。一もと技術的に、政府みずから資金投下のもとに行なわなければ、産炭地振興といふのは単なるかけ声だけに終わりはしないかというようにわれわれは憂えております。それに対しても御研究の成果があるなら、できるできない問題は別として、われわれとしてはこういう方法はどうだろうかという何らかの具体的なことをわれわれに示していただきたい、こう願うわけでございますが、その点についてのうんちくのほどをお聞かせ願いたいと思います。

石炭業界の合理化の促進、いわゆる炭鉱の買上げと合理化に伴う人員整理、こういうものは非常に熱意を持って今まで対処されて参った。そのおかげで十数万の失業者が出ていた。その上にまた炭鉱は疲弊の一途をたどってきておる。こういう跡始末にもっと熱意を持ち、できるできないは抜きにして、研究だけはしております。何とか残いたしましょうというような、抽象的な提案であつてもらつては、今日の炭鉱地帯は生活を維持することができない状態である。山田市のときは、数年前に市になりましたが、もうすでに二万何千人の人口に減つて、市としての価値もなくなっている。田川市にしても、ずいぶん離散しているところがたくさん出てきておる。このように疲弊の一途をたどられたのも、皆さんのが石炭の合理化だけには熱意を持つけれども、跡始末には放任的な態度をとられたところに私は問題があるのじやないだらうかと思う。もう少し私たちもその地域に生活しておる人たちの影響といふものを考えて、合理化を進めるならば、それに相応するだけの対策をあわせて行なつてもらわなければならぬ問題じやないだらうかと思います。御承知のように経営の健全化をはかることが合理化だけござります。私は早急に具体的な人たちの犠牲、またその地域の犠牲が償われなければ、單なる経営者の経営の健全だけを期することはできないわけございます。私は早急に具体的な振興計画を、たとい一つづつなりとも着実に進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

とにいたしますと非常に認定に困難を要するので、先願主義を全然否定するわけにもいかないのではないか。しかしやはりそこに若干の調整を加えるべきことも必要ではなかろうかといふ。いうことが今大体の空氣でござります。まだ結論は得出おらないわけですが、試掘権制度が常に現在乱用されておる。これは試掘権を割合に安易に設定されるものですから、ダムの建設であるとかそういうような場合には、しばしば試掘権者が利を主張し過ぎてそこにいろいろ問題を起こすというようなことで、試掘制度を試掘権制度本来の目的に沿って、もう少し制限すべきではないかというような点が議論されておるのでございます。それから租鉱権制度についても、これは現在ある一定の条文のもとに認められておるわけでござますが、その場合には、しばしばそれが被害の発生の原因になる場合が多くありますから、租鉱権制度はたして認めるべきか廃止すべきかというような点が議論されたわけでございます。この点につきましては、租権制度は鉱業法の途中から認められ制度でござりますけれども、これを然廢止いたしますと、昔の斤先掘りいうような制度に戻りまして、かえで弊害が多いのじゃないか、しかしながら鉱権をある程度厳格にすべきじやないかという点が議論されておるのでございます。

とか、要望、意見等を説明申し上げます。されど、大体今言つたように、大づかみな結論らしきものが出来つてゐる現状でございまして、これは三十六度中にやりたいというふうに考えております。

○総方委員 現行法のもとにおましまでも、幾多の改正しなければならない問題点がたくさんあることは事実でございますが、今申しましたように特に改正を必要とする業界は石炭の方ではないだらうか。鉱害の一一番多い無責任な業者の統出ということが一番大きな問題であります。そういうものを除去していくことが改正の一一番大きくならないだらうかと考えます。その上に立ちますと、いわゆる鉱害を原状に復旧し得るだけの誠意と能力のあるものでなければ、うかつに鉱業権を付与してはならないということが一つの問題点になつてゐる。一たん鉱業権を付与したものがその権利を他人に譲渡するということは、やはり租鉱権の問題としては今日真剣に考え方をいきり立てるべきではない問題ではないだらうかと思ひます。

たとえば東中津炭鉱は大正鉱業の鉱区権になつております。しかしながら東中津炭鉱が租鉱権を持つて、あいのう大惨事を起し、ついに閉山のやむなきに至り、死体も発掘することができないという状態に陥つておる。この責任は、その租鉱権を付与したところの大正鉱業そのものが持つておれば、だれでもが便宜的、利益的に他人に譲渡していくつたのでは、非常に大きなやまちを犯すのではないいかといふことで問題になるのでござりますが、何でもならない。先ほどいろいろ困難な問題もあると言いましたが、この租鉱権

の問題については抜本的に改正する御意向があるのかどうか、その点をもう一度お伺いしておきたいと思います。

○伊藤政府委員 租鉄権は本来残鉄の掘さくと申しますが、その経済的な開発制度として昭和二十六年に新しく認められた制度でございます。それ以前はそういう実態がないかと申しますと、実際は斤先掘りという形で相当広く行なわれておりますが、この方がむしろ事実上の違法行為でございますので鉄業法の監督も受けない、鉄害賠償の責任もとらないということで、それではむしろ弊害が非常に多いのではないか。そういう経済的な必要に応じて発生したものであるならば、それを厳重に法律で縛って、斤先掘りを租鉄権者といふはつきりした対象にいたしまして、鉄業権者と連帯責任を負わせるということにした方が、鉄業監督上得策ではないかということで設けられた者といふはつきりした対象にいたしましてあります。しかしながらその後の運用におきましては、必ずしも租鉄権制度は適正な運用ではない場合もしばしばございますので、そういう運用とからみ合わせまして、制度上におきましてもなお条件を厳格にすべきではないかというのが、今日まで審議されております大体の空氣でございます。

○緒方委員 いろいろ利害関係者からの御意見もたくさん出ておる中で、特に注目すべき問題が一つあると思うのです。それは鉄害復旧保険の制度であります。自動車事故にも今日保険制度ができます。能力のいかんを問わずこれに対するところの補償制度が設けられておりますから、この鉄害の復旧についても、業者が鉄業権を付与されたと同時に、相当な金額を納付せしめての保険

制度を樹立する必要がありはしないかと思うのでございますが、これに対するお考えはどうでございましょうか。

○伊藤政府委員 ただいま御指摘の保険制度的なものは、現在においても、鉄害担保のための供託金制度といふことで、思想は必ずしも同一ではあります。せんけれども、ある程度実施されておるわけであります。しかしながらその供託金制度が実際うまく動いておるかどうかといいますと、実際に金額も非常に少ないわけありますし、適当に動いておらないということで、むしろ供託金制度を廃止し、あるいは鉄害銀行を作るとか、御指摘のような保険制度を作るというようなことも議論には上つておるのであります。しかし鉄害賠償の問題は日下審議中でありますので、結論として大体こういう方向になりましたから、一応これで終わります。

○久野委員長 石山権作君。
○緒方委員 外務大臣がお見えになりましたから、一応これで終わります。

○石山委員 外務大臣にお伺いしますが、昭和三十四年三月十一日に、あなたの前任者である藤山さんに対してもおおなお条件を厳格にすべきではないかといふのが、今まで審議されておりました大体の空氣でございます。

○緒方委員 いろいろ利害関係者からお見えの方でたくさんおられたので、特見であります。そこで利害関係者の方々が、お見えの方でたくさんおられたので、特見であります。

○緒方委員 いろいろ利害関係者からお見えの方でたくさんおられたので、特見であります。そこで利害関係者の方々が、お見えの方でたくさんおられたので、特見であります。

○緒方委員 いろいろ利害関係者からお見えの方でたくさんおられたので、特見であります。そこで利害関係者の方々が、お見えの方でたくさんおられたので、特見であります。

○小坂国務大臣 藤山さんがどうおつせんけれども、ある程度実施されておるわけであります。しかしながらその供託金制度が実際うまく動いておるかどうかといいますと、実際に金額も非常に少ないわけありますし、適当に動いておらないということで、むしろ供託金制度を廃止し、あるいは鉄害銀行を作るとか、御指摘のような保険制度を作るというようなことも議論には上つておるのであります。しかし鉄害賠償の問題は日下審議中でありますので、結論として大体こういう方向になりましたから、一応これで終わります。

○小坂国務大臣 藤山さんがどうおつせんけれども、ある程度実施されておるわけであります。しかしながらその供託金制度が実際うまく動いておるかどうかといいますと、実際に金額も非常に少ないわけありますし、適当に動いておらないということで、むしろ供託金制度を廃止し、あるいは鉄害銀行を作るとか、御指摘のような保険制度を作るというようなことも議論には上つておるのであります。しかし鉄害賠償の問題は日下審議中でありますので、結論として大体こういう方向になりましたから、一応これで終わります。

○小坂国務大臣 藤山さんがどうおつせんけれども、ある程度実施されておるわけであります。しかしながらその供託金制度が実際うまく動いておるかどうかといいますと、実際に金額も非常に少ないわけありますし、適当に動いておらないということで、むしろ供託金制度を廃止し、あるいは鉄害銀行を作るとか、御指摘のような保険制度を作るというようなことも議論には上つておるのであります。しかし鉄害賠償の問題は日下審議中でありますので、結論として大体こういう方向になりましたから、一応これで終わります。

○小坂国務大臣 藤山さんがどうおつせんけれども、ある程度実施されておるわけであります。しかしながらその供託金制度が実際うまく動いておるかどうかといいますと、実際に金額も非常に少ないわけありますし、適当に動いておらないということで、むしろ供託金制度を廃止し、あるいは鉄害銀行を作るとか、御指摘のような保険制度を作るというようなことも議論には上つておるのであります。しかし鉄害賠償の問題は日下審議中でありますので、結論として大体こういう方向になりましたから、一応これで終わります。

○小坂国務大臣 藤山さんがどうおつせんけれども、ある程度実施されておるわけであります。しかしながらその供託金制度が実際うまく動いておるかどうかといいますと、実際に金額も非常に少ないわけありますし、適当に動いておらないということで、むしろ供託金制度を廃止し、あるいは鉄害銀行を作るとか、御指摘のような保険制度を作るというようなことも議論には上つておるのであります。しかし鉄害賠償の問題は日下審議中でありますので、結論として大体こういう方向になりましたから、一応これで終わります。

ではないか、こういう意味であると承りまして、そう申し上げたのであります。公使でもりっぱな公使が行けばいいのではないか、働けばいいのではないか、こういうことは言えると思いますけれども、やはり先方が満足せぬ場合もございまして、どうしても大使館を置けと言われて、ずいぶんまだ私ども決つておるのがたくさんございます。もうこの辺でよろしいだらうというものは、大使館に昇格するよう国にお願いを申し上げておるわけであります。

○石山委員 大使などとなれば、一般の公務員の方々の標準からすれば、ずっとといいクラスのものというふうに見えるわけです。ほんとうの意味の高级官僚だと思うのです。ですから、たとえば大使になった場合、今度の場合公使から大使館に昇格になるところの人事異動等は、どういうふうになさるつもりでいますか、その点をお伺いしたいと思います。

○小坂国務大臣 これはやはり日本の國を代表して行つておるわけでござりますから、その大使なり公使なり、また総領事なりといふものは、りっぱな人でなければならぬと思います。その意味で人物を歛選しまして、歛正公平にいたすわけでございますが、單にいたずらに年次にとらわれるということなく、新進を大いに簡拔していく。そしてその勤務ぶり等について、歛正なる勤務評定をいたしまして、きめて參りたい、こう思つております。

○石山委員 私は公使の発言がわれわれ国民に与える影響が小さくて、大使が大きいということはないと思いますが、一般的にいえばやはり大使という

ことになると、いかにも一国の利害關係、權威というふうなものを代表しなくてはならないと見えます。私なぜこういうことを申し上げているかといいますと、どうもしつかりした人を選んでいただかないと、われわれ国内にいる者から目を離さなければ、たとえば松平國連大使のようないい日本新聞を見ないなどと宣言している。ああいうことを聞くと、どうも外務省の人選には、われわれ議会にいる者ですが、日本の国内にいる者として、その人事に受け取りにくいところがあるわけなんです。ですから公使だと簡単な人事を行つていいと私申上げませんけれども、ただ受けれる感覺は公使と大使では大へん違いますね。たとえばイギリスの場合は大使と公使がいるわけでしょう。そうすると、日本を代表して発言なさるのはやはり大使というような一般的な印象になると思うので、この人選についてはそういうふうな意味では、松平発言のようなああいう方は努めて、政府からどういうふうな訓告戒告をなさつたか知りませんけれども、日本の新聞を見ないで日本の国内情勢をつかみ得るといふことは、なかなかむずかしいのではないかと思つたからいいじゃないかといえども、私は日本の世論、日本人の感情、そういうふうなことを考えながら過ぎるのか、國際人になり過ぎるのが、國外で発言していくたゞ大使、公使そりっぱな外交官だと思ってるのですが、どうもあまり第三国人になり知りませんけれども、日本人の感情、実態を無視したような発言を外国でなさるような人は、この國公使から大使に

昇格することは私たち非常に不安に思つてゐる所であります。そういう点は大臣がおなじように勤務評定をなして昇格させると、どうよろしく御意図になつたのであります。それで、私はあえて異議を唱えるものではないのですが、そういう上層部に位する国連の大使でさえもあつて、發言をなさつてゐるものですから、私たちとしては外務省の人事に対して、不信ではございませんよ。不信ではございませんけれども、非常な不安感をも持つてゐるということです。ですが、必要度があつて公使から大使に昇格なさることはやむを得ないと思うけれども、それ相応の順序を立て、組織上の研究もなさつていただいて、十分に日本本の利害関係、経済等に寄与してもらいたい、こういう条件がこの場合つけられなければならぬのではないかと、思つております。

それから、これはこまかいことになりますけれども、公使から大使に昇格をするというとき、給与も上がり、機密費等も上がるわけでございますか。

○湯川政府委員 公使館から大使館になつた場合の經費は、その館の事情によってきめますけれども、自動的に公使館が大使館になつたから上がるといふことはございません。その必要度を勘案して必要があれば上がりますし、そのまままで済みそうであれば上がりない、こういうことであります。

○石山委員 今度欧亜局ですか、それに特に中近東アフリカ部を置くといふことになりますが、これはある意味では非常に時宜を得た考え方かもしれません。この中近東アフリカ部というふうな組織内容になるの

○湯川政府委員 中近東アフリカ部
部長が統率します。その下に二課で
る予定になつておりますて、一つは
近東課、一つはアフリカ課といふ
に分けることになつております。
○石山委員 そうすると今までのバ
トン会議等によつて、日本が非常に
A諸国に近づいたわけですが、そつ
うことがここで非常に日本の研究、
報等の収集に役立つというようなこ
ともなるのでありますか。
○湯川政府委員 当然そういうこと
なるのでござります。
○石山委員 当然そういうことにな
つてございますと言つては、味
そつてもございません。それは質問
された内容でないと思うのです。
○小坂國務大臣 御趣旨を官房長と
たしまして体してやりたい、こうい
て趣旨を込めてお答え申し上げたのだと
存じますが、私から便宜補足さして
ただきます。從来アフリカ諸国におき
ましては、イギリス、フランスの植
地であつた場所が一番多いわけでござ
います。これが昨年十七ヵ国独立いた
しまして、從来歐亜局で所掌しており
ましたことのほかに、そういう新しい
國の問題が出て参つた。ことにこれから
の国は新興の意氣に燃え、しかも民族
の独立を達成したということで、将来
に対する非常な希望を持つておるわ
たゞございます。従つてわれわれとい
ましても、この國の國民各位の気持
といふものを十分くんで、われわれも
その希望を達成するためには大いに協力
していくべきだ、こう思つておるわけだ
ござります。従いまして専門の部局を
置きまして、十分この間に連絡をと
していくことが必要であると思う次第で

ござります。從來欧亜局、英連邦関係の部局において扱つておったものは、全部アフリカの問題もひっくるめて、この度は新たな部局を作つて、これに勢力を集中したい、こういうことであるわけでござります。

○石山委員 ほんとうは外務大臣からいろいろ外交問題について聞きたい点がござりますけれども、それではあまり法案にこじつけて範囲を広げることになりますので差し控えたいと思うわけですが、中近東アフリカという言葉になりますと、コンゴ等の問題については最近非常に新聞等をにぎわしております。私の記憶が誤まりであれば別ですが、第一次大戦以後にドイツからコンゴ川流域の利権ですか、あいいうふうなものを日本が受け継いだような形で、日本の産業のある部分があすこへつてを求めて広がつたという経緯があつたと思っております。こういうのは今どういうふうな工合になつてコンゴ川流域の貿易等がなされているか、この際説明していただきたい。

○小坂國務大臣 これは日本が平和条約の際に全部放棄したことになつております。われわれはこれに調印いたしておりますので、こうした戦前の権益というものはないわけでございます。従つて新規まき直しにやつていく。ただ観念的にはそういう昔の植民地に対して国が出て行つたというような考え方でなくして、全く対等な立場で先方の民族の発展の希望に沿つていこう、こういう立場で大いに交流を進めていきたいと考えております。

○石山委員　日本の国の産業の実態を見てみますと、まだ重工業に転換をすることは無理だと思っております。どうしても軽工業という場合には、中近東アフリカは経済的にも日本にとって大へん重要な場所だと思っております。ですからコンゴ流域に対しては、かつてわれわれの先輩が大いに経済的な力を注いだ経緯があります。ここへ日本がもう一べん新規まき直しで手を伸ばす、こういうふうな場合に問題になるのは——あまりぎょうは政治論をやりたくないのですがござりますけれども、いわゆる植民地主義というものを日本がどう見るかとか、あるいは民族独立というものに対し日本がどういふうに見るかという大筋だけは通しておかないと、むだな糾余曲折ばかりで、産業的、経済的に寄与することが少ないとということになります。されわれには理解しにくいような中共問題に対する微妙な発言を行なつております。この際アフリカ、コンゴの問題に対しましては小坂外交はどういうふうな筋を通して、発展を期そうとしているかということを御説明していくべきだと思います。

○小坂国務大臣　コンゴに限らず新たに独立したアフリカの諸国に対して、私ども特に言っておりることは、この場所に東西の冷戦を持ち込まないという筋を通せということをございます。植民地主義もより絶対排撃すべきものでございます。しかし最近はネオ・コロニアリズムというような言葉が言われておりますが、新しく力で

もつておためこかしのことを言しなが
ら植民地にしようとする勢力も出てお
る。こんなことも言われております。
両方でお前の方が植民地主義だ、お前
の方が植民地主義だというようなこと
で、東西両陣営の一一番大きなところで
やり合っておるわけです。私どもはそ
の間に処して、冷戦を新たに独立しな
ところに持ち込んでは困ります、こう
いう態度で言っておるわけでございま
す。少し手前みそになるかもしませんが、
昨年の九月の国連に新興国から
たくさん的主要人物が参りましたとき
に、われわれに対してこの人たちは非
常に好感を持たれたようになっており
ます。この人たちははつきりわれわれ
は日本に好意を持っておる、われわれ
は植民地主義の支配者に対してでもな
く、強権を持ってわれわれに臨もうと
することを何回も聞きました。独立した
国はフランス語を話すフランス植民地
の人人が多かつたわけでございますけれ
ども、これらの人たちに対して、日本人
人は——役人は法律技術がうまいです
から、いろいろな決議案を作つたり委
員会に出席したりするのに対しても非常
に丁寧にめんどうを見て参りましたの
で、その後において私どもと非常に接
触があえて参りました。何かそういう
ことで今後が大事なことで一つ頼むとい
ふことを何回も聞きました。独立した
人がお前の方に立つのではないいかと
考えておる次第でござります。

けれども、しかし経済的な面等においては自主独立がなかなか困難だという場合も想定されるわけです。ですから私の方の気持としては、アフリカの人たちに対して日本はできるだけ自分の身にしみている点を十分生かして、ある国の人たちが完全な独立のできるようなことを、国連の中においても発言をしておく必要があるのではないかと考えております。

それからもう一つ申したい点は、これから外交というものはただ理念のいわゆる平和外交とか、いわゆる自由主義外交だとかいうふうな問題では、本来の役目を達し得るものではないと私は思います。日本のよう特に貿易によって経済が左右される国であれば、理念とか思想を越えたところの経済によるところの外交政策といつものがかなりな重大性を持って成功しないかなければ、国民は大へんに困るのではないかと思うのですが、小坂外交の現在、将来について、このわれわれが念願している思想を越えて、これらの経済外交を非常に重く見て、これからやつていくのだということを、この際できるかどうかということを、この際お聞きしておきたいと思います。

○小坂国務大臣 経済社会の構造が複雑化するにつれまして、外交の面にも經濟の持つ役割というものは非常に大きいと思つております。その意味で經濟外交というのは非常に重視いたしておりますわけでございます。ここでまた私の外交理念を長々と申し上げることも、時間の関係で御迷惑でございますから差し控えますが、さような政治的立場というものは、これはもちろんはつきりしておかなければならぬと思

くということは、これはこれから外交の非常に大きな部面だと思います。それからもう一つは、新たに独立して新たに開発されつつある国に対しても、すでにたまたま先に開発された工業国になつた国が寄つてこれを援助していくという世界的な風潮というものは、日本が中心になつて大いにこれを推進しています。いかなければならぬと思います。現にDAGというものがございまが、これは将来、今ございますOECDというものが発展的に吸収されましてOECDというようなものになりまして、世界各国が低開発国に対して援助していく、こういう動きもあるわけでございます。従来の東西の問題に比べていわゆる南北の動き、南北の關係というものが新たな今年度の話題となっておるわけでございます。こういった点を非常に私ども重視して参りましたいと存じます。

これは毎国会問題になるわけでござりますが、大公使の認証官制度に関してでございます。最初に事務当局の方から、だけにこちでござりますけれども、現在大使館、公使館の数がどれだけですか、今度大使館は新設が十七、それから昇格が七と二十四ふえるわけでございますが、これが通過した場合にどうになりますが、これが通過した場合にどうだになるのかということが第一。それから現在おられます大使と公使の数、それから新たにこの法律案が成立いたしました暁には何人ふえて、どの程度になるか、外務省が占める認証官の数をお知らせ願いたいと思います。それから三番目は、現在日本において認証官として認めておられる方の総数、これをお知らせ願いたいと思いまます。

○湯川政府委員　現在私どもの持つて
いる資料では定数が百二十七、現員が
百二十二」というふうになつております。
は外務省ではわからないかと思うので
すが、日本における現在認証官として
おられる方の総数が、外務省でおわか
りですかと言つておるわけです。わか
らなければいいのですが……。

重複しておる場合でも、絶対に認証官でなくてはならないということもなかろうと思いますし、よほど何かこの制度を変えることに支障を来たすようなものが外務省としてあるのか。みずから積極的に検討を加える意思はないのか。たとえばこの間から論議されます前藤山外務大臣も當時一等大使、二大等使、三等大使というような格好にして、公使はなくしてもいいというようなことを言われておるわけですが、そういう問題とも関連して、みずから検討する意思がないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○小坂国務大臣 認証官は御承知のように天皇の認証を要する官吏というところでございますが、これが外務省に非常に多いのではないかと言われますけれども、やはり大公使というものは国を代表して先方に行っているという建前からくる問題だと考えざるを得ないのです。たしておる國が少なければ大公使の数も少ない、従つて認証官の数も少ないのであります。が、國運でもうじき百にもなるうといふ國を相手にして日本が外交をやっております以上、やはりこちらの國を代表して行く人には天皇の認証がある方が、先方の國がこれによつて日本が非常に自分の國を重視してくれた、こういう印象を持つことを、私実感として考えざるを得ないのであります。やはり日本國の天皇の地位といふものに対しては、いろいろむづかしい問題はござりますけれども、外国人から見ますと、こちらに来て日本の天皇にお目にかかるたといふことは非常に喜ぶわけでございます。そういうふうに日本の天皇といふものに対する

る地位を外国人は考えている。そこで天皇の認証を持つてきただ官吏というものが、自分の国に日本国を代表して来てくれるという感じを一般に持つてゐるわけでござりますから、これを不均衡だという考え方ではございません。一般的の官吏の地位の重要性と比較して、外務省には重要と思われる官吏がこんなにたくさんいる。だからこれは党の議論で言つてゐるのではございませんので、実際日本が外交をやり、大使を出していく上には、天皇の認証をもってきましたのだということでやつていかないと、今までやつてきたのが狂うような感じがいたしております。こちらに参ります先方の大公使の例を見ましても、私のところに着任したからといってあいさつに来て、信任状を私に取り次いでもらいたいという要請がござります。その信任状を早く取り次いで天皇に対して謁見し、信任状の奉呈が早く済みますと、非常に喜ぶわけであります。そして認証式が済みますと非常に喜んで、自分も一人前の大公使になつて日本に来られた、こう言うのになります。そういうふうに、天皇に対する外国人の感じ方が今のようである限り、これを急に国内的な問題からいじりますことは、外交の全体から見て不得策であるというように考えざるを得ないのであります。

○石橋(政委員) 外務省は何回お尋ねしてもそういう答弁を歴代やつておられるわけです。確かにそういった国外の雰囲気といいますか、そういうものを根拠に言われますと、私どもあまり

反論できるだけの材料を持たないわけですが、それはそういう認証官として認められて行つた方が便利は便利でございましょう。しかし絶対にそうでなくちゃならぬという根拠にはならぬのじゃないかと思うのです。そういうことは、国の代表として信任状を持つていくわけでございますし、必ずしも玉皇の認証といふものが絶対の条件にはならないと思う。特に認証官制度といふのは国内の一つの官職の問題であろうと思ひますし、他の部面との均衡といたしましても十分に検討を加えるべきだというふうな立場に立つて、与党の方にも御相談して附帯決議なりつけることにしてみたいと思ひますので、質問はこれで終わります。

○緒方委員 ちよつと外務大臣にお伺いします。大使館の中に、コンゴにおいては大使館をレオポルドビル、プラザビルの二カ所に置くことになつておる。コンゴは御承知のように複雑な情勢の中にありますまして、ソォンベ政権、カサブズ政権、それからギゼンガ政権、三つの政権になつておる。それが統一コンゴという形であるならば、ギゼンガ政権のところに大使館は置くべきであるし、三つの国だという形で認めるならば、三つの大使館が必要になつてくるだらうと思う。それに

レオボルドビルとプラザビルだけに大使館を置こうとする御真意は一体どこにあるのか、その点を一つお伺いした
い。

○小坂国務大臣 レオボルドビルの方は旧ペルギー領コンゴです。それからプラザビルの方は旧仮領コンゴです。国が違いますので、そこでそれから分かれてきておるのでございます。

○緒方委員 それではレオボルドビルの方は統一コンゴの政権という形で置いておくわけですか、その点はどうです。

○小坂国務大臣 さようでござります。

○緒方委員 統一政権と認めておっていいですか。統一政権だということになりますと、今統一政権はギゼンガ氏が主張しておるような全国的な制度に基づく国家の建設、ところがカサブブやツォンベ政権はそれぞれの地方政権を作り上げようとしておるわけですが、その点の見解はどうなりますか。

○小坂国務大臣 実はこれは発生的にそうなっているのでありますて、最初に首都のあつたところであるから置いておく、こういうことでござります。今のいろいろな争いとは全然無関係であります。

○緒方委員 では別なことを今度はお伺いしますが、外務大臣は今韓国との御折衝をなさっている。総国を一国の国家であると認めての――むろん大使もおいでになつておりますから、そういう形で御折衝をなさつておられるものと思いますが、間違ひございませんか。

○小坂国務大臣 実は在外公館の設置法の中にも、大使を置く場所に大韓民

国というものが入つておるわけです。今

の韓国の事情は、御承知のように韓国

政権といふものの事実上の支配権は、

北緯三十八度から北に及んでいないわ

けです。ですから、そういう事實を頭

に入れて折衝いたしております。

○緒方委員 その南北の問題を私は論

ずるわけではございませんが、先般の

公報を見ますと、法務大臣からなされ

ておる居留地選択の問題で、日本に國

籍を移したいという者が相当数出され

ておる。その中に、韓国人に生まれ韓国

にいるのではなかろうかと思われる人

もすいぶんあります、韓国人といふ

名前は一つもない。韓国人といふもの

は今日存在するのかしないのか。人の

知らない国家は在存しないはずござ

ります。韓國といふものは国民を持つ

国家か、国民を持たざる國家か、その

点を一つお伺いしておきたい。

○小坂國務大臣 わが國は講和条約の

第二条によつて、朝鮮の獨立を認めて

おるわけでござります。そこで朝鮮の

独立に對して、どこかに政権を作らな

ければならぬということ、国連の監

視下において選挙を行なうことになり

まして、一九四八年に選挙を行なつた

わけであります。ところが三十八度か

ら南の方はその選挙をやりましたが、

三十八度から北の方は選挙をやらねわ

けです。そこで国連においては朝鮮に

おける合法政府として韓國を認め、

こういった國が四十五カ国がございま

す。そうではない、そんな選挙はだめ

だといつておる國が十一カ国だつたか

と思います。そんなふうになつており

まして、一応韓國といふものが合法政

權であると、國連の方においてその決

議によつて認められておるという形で

ござります。

○緒方委員 私は経過を聞いておるわ

けじやない。現在の地位における法律

的な立場を私はお伺いしておるので

す。国連の何からいたしますならば、

統一朝鮮といふものは、日本の承認し

た國であるかもしませんが、しかし

韓國といふものが国連の中で認められ

たということを私は聞いてはおらない

わけです。韓國は國民を持たざる國家

である。日本の國自体も韓國國民とい

うものの存在を認めていない。朝鮮人

ということは認めておるけれども、韓

國民といふことは認めていないではな

いか。外務省は認めて法務省は認めな

いといふうな、そういう國のあり方

があつてしまかるべきかどうかといふこ

とであります、その点はどうです

か。

○小坂國務大臣 先ほど申し上げたよ

うな経過で大韓民国といふものが、國

連の決議によつて認められておるわけ

であります。そこでこれに對して大使

を置いている國が三十何カ国かござい

ます。そこでこれはそういう國との問

題と同様な問題になると存じますの

で、日本だけが特殊なことをやってお

るわけではございませんので、その辺

私も法律家でないので、はなはだ申し

わけございませんけれども、私のしろ

うと論を申しますより、法律家とよく

相談いたしまして他日お答えをいたし

たいと思います。

○久野委員長 外務省設置法の一部を

改正する法律案及び在外公館の名称及

び位置を定める法律等の一部を改正す

る法律案についての質疑は、いずれも

終了いたしました。

○久野委員長 これより両案を一括し

て討論に入るのです。別に討

論の申し出もありませんので、直ちに

両案を一括して採決に入ります。

○久野委員長 引き続き通商産業省設

案及び在外公館の名称及び位置を定め

る法律等の一部を改正する法律案の両

案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立總員。よつて両案

はいずれも可決いたしました。

○久野委員長 在外公館の名称及び位

置を定める法律等の一部を改正する法

律案に対し、石橋政嗣君外二十八名よ

り、附帯決議を付すべしとの動議が提

出されております。

この際本動議について提出者よりそ

の趣旨の説明を求めます。石橋政嗣

君。

○石橋(政)委員 自由民主党、日本社

会党、民主社会党、三党共同の附帯決

議を提案いたしたいと思ひますが、ま

ず最初に原案を朗読いたします。

在外公館の名称及び位置を定め

る法律等の一部を改正する法律

案に対する附帯決議

わが國の認証官制度は、現在、大

公使によつてその過半数を占めら

れ、制度全般のバランスを失してい

る等にかんがみ、認証官制度特に外

交渉の合理化を図ること

を強く要望する。

右決議する。

○久野委員長 石橋政嗣君外二十八名

提出の附帯決議を付すべしとの動議に

ついて採決いたします。

本動議を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

うに、また先ほど質問申し上げてお

えをいたしましたように、現在の日

本における認証官の大半を外務省が独

占しておる形がとられておるわけでございますが、これは確かに不均衡を生

んでおると思います。こういう面か

さきに十二月の国会におきまして

も、本委員会において藤枝総務長官

が、ぜひ検討する必要ありといふこと

でございます。そこで、この検討を早急

にやついていただきたいというのが趣旨

でございます。

先ほど外務大臣の答弁の中に、天皇

の認証を受けて外國の任地におもむく

ことが非常に効果があるのだ、権威を

高めることにもなるのだ、というお話でござりますが、これは大使、公使といふ

ういわゆる官についての認証官制度と

信任状の認証と、何か混淆しておるの

ではないかといふ感じも私は受けるわ

けであります。大使、公使のみならず、

外國における重要な儀式への参列に際し、特派大使に携行させる信任

状、あるいは全權委任状並びに領事官の委任状、こういうものは天皇が認証

することになつておりますから、これで十分ではないか。認証官制度はこう

いうものとは別個に十分検討が加えら

るべきではないかといふうにも考へ

ますので、ぜひ政府側におきまして、

この委員会の決議の線に沿つて検討せ

られるよう必要として、私の説明を終

わりたいと思います。

○椎名國務大臣 内部組織はまだ成案を得ておりませんけれども、今お話を

うな印象を受けているわけですが、今

度はどういう仕組みでおやりになる

のか。太いところ、大きいところでも

ろしくうござりますから、二、三御説明いただきたいと思います。

○久野委員長 御異議なしと認めま

す。よつて本動議は可決いたしました。

○石山委員 これは産業構造調査会を

新設し、存続期間を三年にするとい

うのが第一の題目でございます。今まで

その部会の中のあれを見てみますと、

自分の部会だけが非常によく調査研究

をされて、理想も高く掲げるようであ

りますけれども、他の部会との連合、

連帶、結合、そういうものが今までな

いように思われます。それでは全般の

経済機構、経済構造から見れば、幾ら

審議会を作つても役に立たぬといふふ

うな印象を受けているわけですが、今

度はどういう仕組みでおやりになる

のか。太いところ、大きいところでも

ろしくうござりますから、二、三御説明いただきたいと思います。

○椎名國務大臣 内部組織はまだ成案

を得ておりませんけれども、今お話を

うな印象を受けています。この審議会の総務

部会といつたようなものを作りまし

て、各専門部会が独走をしない、そ

う間の調整を巧みにはかつて参る、そ

ういうことをしたいと考えております。

○石山委員 存続期間を三年とする

ということは、この為替・貿易の自由

化によってドル防衛の関係から見て、

日本の産業構造を調査して一つの立案

をするのに三年間というのは、私はこ

の急場には間に合わないような氣持を持つのですが、この急場に間に合わせるための委員会なのか。それとも日本の産業構造の将来性、たとえば十ヵ年先を見るというふうなところにピントを合わせてこの委員会をお作りになるのか。その性格を一つお示し願いたい。

○椎名國務大臣 日本の産業構造の高度化の調査は、趣旨としてはやはり恒久性を持たせた方がいいと思っておりますが、どういった意味で綿密に日本の各業態についての産業構造を具体的に指導するという意味において、その羅針盤ともなるべき機関が必要である。こう考えまして三年間としたようになりますが、とりあえず自由化が完成するまでの間、その羅針盤と申しますか、そういう意味で綿密に日本は、どういう産業を一番伸ばすべきか、激化する世界競争の場においてひけをとらないで、国民全体をレベルアップしていくことのためには、どういう産業を一番伸ばすべきであるとかということを前提として、從来も仕事は続けてきたつもりでございまして。しかし技術の進歩というものは実際に目まぐるしく、時々刻々に経済情勢は変わっております。そこで今後の一回済んだからいいというのではございませんで、三年も五年も十年も、とにかくしょっちゅうあらゆる面の科學的検討を加えて、そのときそのときの情勢に一番即応した具体的な政策と、いう性格を持っているのか、それとも激動化する現在の産業を行政的に援助するための諸問題になるのか、それが、私の聞きたいところはそんなむずかしいことではないのです。この委員会はずっと一つの見通しを持ってやるという性格を持っているのか、それとも激動化する現在の産業を行政的に援助するための見通しを持ったやる気をちょっとお聞きしているわけなんなわけであります。

なんですが、今のような中小企業の場合は、たとえ第一にアメリカから入る銅でだいぶ痛手を受ける。それからかりに今度の鉄道運賃が上がる。そすれば、これまた大きな痛手を受ける。こういうふうなことに対しまして、いろいろと私の方でも通産省へ出かけて、それを意見を申し述べた経緯もございますけれども、こういう起きつある現象に対しても、具体的に経済の措置といいますか、そういうふうな措置がまだ講ぜられていないようになりますが、一つその点、早くこういうものに対して適当な行政措置をなさるという意欲があるか、行政措置はどういうふうな問題について、たとえ輸入銅に対しても対処しているのかむずかしいと思ひますけれども、こういうふうな考え方によつて、たとえば輸入銅に対して対処しているのをこの際明らかにしておいていただきたい。具体的な問題はもちろんなのかなあむずかしいと思ひますけれども、こういうふうな問題について御説明をいただきたいと思います。

○椎名国務大臣 日本の非鉄金属鉱業、鉱山業の現状は、確かにこれは石炭ほどではなくても、かなり苦しい立場にあるのであります。自由化問題でございますが、自由化すれば、これはますます窮境に陥るということが予想されますので、この自由化につきましては、いかがてござりますから、しばらく現在の問題になりませんが、ただいまの問題としては、指導によりまして、鉱石を製錬所でトン二十八万円を切らないで、その程度で一つ買つ

てくれということで、世界的な銅の値段がどうあらうと、そういうような指導助成の政策をとつておる。さらに通産省いたしましては、生産条件によつていろいろコストのかかる高価なところもあれば、安いところもある、そういう条件をブルーしまして、そして大体業界の安定を持ち来たる、そういう条件でございまして、そうようにただいま研究中でございま

す。

○石山委員 私たちはたとえば貧弱な中小企業の場合、何が何でも政府に依存せよなどとは申上げません。やはり自分の企業努力というものは、いかなる場合でも行なわれなければならぬ

と思ひます。しかし今のような場合にはなかなか企業努力のみでは立ち直り得ないだらう、存続し得ないだらうといふような点が見受けられます。そ

うしますと、日本産業の発展という問題といわゆると雇用の関係等がおのづから出てくる。われわれは日本の産業の発展はこいねがうのでございますけれども、二重構造を認めながらこいねが

うといふようにには考えられないわけであります。日本国民の幸福にはなり得

るといふふうな問題でござりますけれども、この二重構造を認めたままであります。私は通産省

の地質調査を実施する建前になつておりますが、この方面の仕事は私ども

と十分連絡して、それをますます拡充していくべきだと考えております。そ

の地質調査の上に立つての探鉱になり

ますと、現在の段階では鉱業権者が自発的にやっていくことを援助する建前

をとつておられるわけですが、具

体的には私どもの方で補助している補助金も、つい数年前までは五千萬円程

度の金額でございましたが、昭和三十

五年度には一億、本年度は目下審議を

お願いしております予算の一億一千万円といふふうに、漸次増額している次

第でございます。それから探鉱費の税制上の扱いにつきましても、これは臨

時租税特別措置法によりまして、ほと

んどすべてを経費として見ておるわけ

でございます。従つて本年資産として計上されて課税されるべきものは、ほと

んどすべて経費として落とされるとい

うような措置もとつておる次第でござ

ります。

それから全国的ではありませんが、北海道につきましては、北海道地下資源開発会社というものが、北海道の開拓的な気分で探鉱を進めるようなぎら

いが中小炭鉱にあるわけです。それで

あってはいつまでもたつても中小企業の安泰ということはあり得ないのではないか。國が探鉱に対し、あるいは地下資源開発に対する考え方を及ぼしても

いいのではないか、こういう考え方を持つておられるのですが、どういう見解でこれを見ておられますか。

○伊藤政府委員 現在探鉱の前提となります地質調査につきましては、工業技術院のもとにあります地質調査所で

基本的な調査を実施する建前になつておりますが、この方面の仕事は私ども

と十分連絡して、それをますます拡充していくべきだと考えております。そ

の地質調査の上に立つての探鉱になり

ますと、現在の段階では鉱業権者が自

発的にやっていくことを援助する建前

をとつておられるわけですが、具

体的には私どもの方で補助している補

助金も、つい数年前までは五千萬円程

度の金額でございましたが、昭和三十

五年度には一億、本年度は目下審議を

お願いしております予算の一億一千万

円といふふうに、漸次増額している次

第でございます。それから探鉱費の税

制上の扱いにつきましても、これは臨

時租税特別措置法によりまして、ほと

んどすべてを経費として見ておるわけ

でございます。従つて本年資産として

計上されて課税されるべきものは、ほと

んどすべて経費として落とされるとい

うような措置もとつておる次第でござ

ります。

それから租税特別法による隠れたる援助もありがたいことだと

思ひますが、この隠れたる援助が、と

ころは、やつていただきたくないと思ひます。

○伊藤政府委員 それから租税特別法によ

る隠れたる援助もありがたいことだと

思ひますが、この隠れたる援助が、と

ころは、やつていただきたくないと思ひます。

○久野委員長 これにて本案について

の質疑は終了いたしました。

○久野委員長 これより本案について討論に入るのですが、別に討論の申し入れもありませんので、直ちに採決に入ります。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立総員。よって本案は可決いたしました。

なお議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます
が、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

〔参照〕

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)に関する報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)に関する報告書
通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年四月一日印刷

昭和三十六年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局